

新旧比較対照表

現 行					見 直 後					
第5章 子ども・子育て支援事業計画 2. 教育・保育の提供体制の確保と取り組み (1)教育・保育施設の需要量の見込みと確保の方策 ①教育・保育給付認定区分の設定（略） ②量の見込みと確保方策 ■2号認定					第5章 子ども・子育て支援事業計画 2. 教育・保育の提供体制の確保と取り組み (1)教育・保育施設の需要量の見込みと確保の方策 ①教育・保育給付認定区分の設定（略） ②量の見込みと確保方策 ■2号認定					
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	
①量の見込み	848	840	833	826	①量の見込み	848	840	833	826	
確保方策	特定教育・保育施設	780	780	780	780	特定教育・保育施設	780	780	780	780
	確認を受けない幼稚園					確認を受けない幼稚園				
	届出保育施設	18	18	18	18	届出保育施設	18	18	18	18
	企業主導保育園(地域枠)	25	25	25	25	企業主導保育園(地域枠)	25	25	25	25
地域型保育事業					地域型保育事業		0	0	0	
②確保方策の合計	823	823	823	823	②確保方策の合計	823	823	823	823	
②-①=	▲25	▲17	▲10	▲3	②-①=	▲25	▲17	▲10	▲3	
■3号認定（0歳児）（1歳児）（2歳児）（略） ③確保内容について（略）					■3号認定（0歳児）（1歳児）（2歳児）（略） ③確保内容について（略）					

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保に向けた方策

(1)～(18) (略)

(19) 乳児等通園支援事業

■事業概要

保護者の就労の有無に関わらず、すべての乳児又は幼児（満3歳未満）に適切な遊び及び生活の場を確保するとともに、保護者の心身の状況や養育環境等を把握するための保護者との面談や子育てに関する情報提供、助言その他の援助を行う事業。

※令和8年度から実施の事業であるため、量の見込み等については設定が可能なタイミングで本計画に記載します。

(20) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 (略)

(21) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 (略)

(22) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 (略)

(新設)

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保に向けた方策

(1)～(18) (略)

(削除)

(19) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 (略)

(20) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 (略)

(21) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 (略)

4. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する事項

(1) 乳児等通園支援の量の見込みと提供体制の確保の内容

ニーズ調査を下に、那珂川市に居住するこどもの乳児等通園支援事業の利用希望を踏まえて、計画期間における「乳児等通園支援事業の量の見込み」を設定します。

また、「量の見込み」に対応する「乳児等通園支援事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

■事業概要

保護者の就労の有無に関わらず、すべての乳児又は幼児（満3歳未満）に適切な遊び及び生活の場を確保するとともに、保護者の心身の状況や養育環境等を把握するための保護者との面談や子育てに関する情報提供、助言その他の援助を行う事業。

■量の見込みと確保数

(0歳児)

	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度	2027 (R9) 年度	2028 (R10) 年 度	2029 (R11) 年 度
①量の見込 み	-	7	7	7	7
②確保数	-	7	7	7	7
②-①=	-	0	0	0	0

(単位：人日)

■量の見込みと確保数

(1歳児)

	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度	2027 (R9) 年度	2028 (R10) 年 度	2029 (R11) 年 度
①量の見込 み	-	4	4	4	4
②確保数	-	8	8	8	8
②-①=	-	4	4	4	4

(単位：人日)

■量の見込みと確保数

(2歳児)

	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度	2027 (R9) 年度	2028 (R10) 年 度	2029 (R11) 年 度
①量の見込 み	-	4	4	4	4
②確保数	-	8	8	8	8
②-①=	-	4	4	4	4

(単位：人日)

■確保方策

令和8年4月より、乳児等通園支援事業を開始し、利用を希望する家庭全てに対して実施します。

(2) 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制

○地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備します。

○幼稚園における満3歳児クラスの活用を促進し、乳児等通園事業の利用から教育・保育施設への利用への円滑な移行を支援します。